

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

1 居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により区市町村が介護保険事業計画において定める区域をいう。

訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの事業所数については、健康保険法の保険医療機関・保険薬局に指定された医療機関・薬局が、介護保険法の指定をされたものとみなされた数を除く。

2 居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算の対象となる場合

東京都における特別地域

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村

（離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域。小笠原諸島振興開発特別措置法による小笠原村）

檜原村及び奥多摩町（山村振興法第7条第1項により指定された振興山村）

3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合

5 判定期間中に休止・廃止をした場合

休止について、当該判定期間中に暦月で1月以上の期間休止した場合に限り、当該判定期間中に再開した場合は除く。